

# タイにおける「公正な教育のための基金」による 格差是正措置に関する予備的検討

— 福祉としての教育の観点から —

牧 貴愛・大森万理子  
(2020年10月5日受理)

Equitable Education Fund for Resolving Education Disparities in Thailand  
— Preliminary examination from education as welfare perspective —

Takayoshi Maki and Mariko Omori

**Abstract:** This paper reports a study on the Equitable Education Fund (EEF) that was established to respond to education disparities in Thailand. Content analysis of the EEF Act and annual reports revealed that EEF provides a variety of financial assistance to financially deprived and/or opportunity-denied children and youth in basic and pre-primary education. EEF emphasizes cooperation of the public and private sectors to expand opportunities in technical and vocational education and training in response to the shortage of skilled labor. It also provides scholarship for a university-based teacher education program that recruits students from remote schools, who are expected to return to their mother schools to contribute to quality education and development of remote communities. From education as welfare perspective, EEF projects do not fully include the opportunity-denied children as the act follows certain financial criteria to make the selection. The paper concludes that the inclusion of these children would call for the expansion of welfare functions of education such as allocation of school social workers.

Key words: Thailand, Disparities in education, Education as welfare

キーワード：タイ、教育格差、福祉としての教育

## はじめに

### (1) 問題の所在

小論の目的は、タイにおける「公正な教育のための基金 (Equitable Education Fund: EEF)」による格差是正の取り組みについて、福祉としての教育の観点から考察することである。

タイの学校教育をめぐる格差については、とくに、中等学校に見られる格差として、1970年代頃から問題視されていた (船津 2003)。しかしながら、1980年代後半からの国内労働力需要の高まりや、「万人のための教育 (Education for All)」といった国際的な影

響を受けて、量的拡大が優先された (船津 2003)。この量的拡大の過程では、農村部にある初等学校に前期中等教育課程を附設した機会拡大学校 (Rongrian khayai okat) が設置され、中等学校への進学率は急上昇した (箕浦・野津 1998)。しかしながら、その量的拡大過程では、学校規模、すなわち、生徒数の多寡により、教員や施設・設備の充実した首都、地方都市部にある超大規模校、大規模校から、それらが薄弱的な農村部にある中・小規模校までの学校間の序列が形成された (船津 2003)。また、この普遍化は「階層化」と形容されるように「学校選択が親の経済力や階層構造に強く結びつ」 (船津 2003:242) いたものであった。

同様の指摘は、PISA（OECD 生徒の学習到達度調査）ならびにタイの全国学力テスト（O-NET: Ordinary National Education Test）のスコアと児童・生徒の社会経済文化的背景や、学校の施設・設備等の関係についての統計的分析からも実証されている（Lathapipat 2018）。

また、ラッタピパット（Lathapipat）は、同実証研究に基づき、格差是正のために困難な状況にある子どもたちの学力を幼少期から向上させること、すなわち就学前教育の充実や基礎教育の質的向上が重要であることを提案している（Lathapipat 2018）。

これに関連して、タイの基礎教育改革と中等学校をめぐる格差について予備的な研究が取り組まれている（牧 2020）。それによれば、2018年、2019年、2020年の基礎教育政策の一つに教育格差の是正が一貫して掲げられており、その具体的な取り組みについては、基礎教育局と、小論の対象である「公正な教育のための基金」が連携して取り組むと記されていることが明らかになった。また、同基金の事業概略と基礎教育改革の種々の取り組みについて俯瞰すると、経済的なゆとりのある子ども、困難な状況にある子ども、それぞれ別々の教育の有り様、すなわちタイ社会の中・上層を対象とした教育と、小論の副題として掲げた「福祉としての教育」が想定されていることが指摘されている。もっとも、この二つの教育の有り様は、「公正な教育」を目指した過渡期的なものかもしれないが、果たしてそうであるか否か、同基金の取り組みについて明らかにする必要があるという問題関心が、小論の根底にある。しかしながら、同基金は、2018年に設置されたばかりであり、同基金の設置法の英訳版ならびに江川（2019、2020）で部分的に取り上げられていることを除いては、タイ語資料に限られている。したがって、小論では、同基金に関する基礎資料として、同基金の設置経緯、理念や目的、具体的な事業内容、予算などについて、主に、タイ語資料を用いて整理する。

## (2) 「福祉としての教育」の意味するもの

上述の「福祉としての教育」という捉え方は、教育福祉論として、一定の体系化がなされている。教育福祉論についての定義は、論者によって異なるが、小川利夫の定義によれば、「教育福祉は、今日の社会福祉とりわけ児童福祉サービスのなかに、実態的にはきわめて曖昧なままに放置され、結果的には軽視され剥奪されている子ども・青年さらに成人の学習・教育保障の体系化をめざす概念」（小川 2001:2）である。つまり、従来、要保護児童として扱われてきた子どもたちは、児童福祉の対象とされる一方で、教育を受ける権利、つまり学習権の保障が十分にされてこなかったのであ

る。この定義に鑑みて、先述したタイの基礎教育改革の取り組みや小論の対象である「公正な教育のための基金」の設置は、どのように捉えられるであろうか。

タイの児童福祉、社会福祉に関する国内の先行研究には、子育て支援に焦点を合わせたもの（江藤 2009）、ひろく社会福祉全般を取り上げたもの（江藤 2020）、高齢者福祉を事例として福祉国家としてのタイの有り様を考察したもの（大泉 2008）などがあるが、いずれも、教育福祉の観点から論じたものではない。

以上を踏まえて、次節では、タイにおける「公正な教育のための基金（以下、EEF と略記）」の設置経緯について関連する憲法の規定を手がかりに跡づける。続く第2節では EEF 設置法（Equitable Education Fund Act, B. E. 2561(2018)）ならびに『EEF 年次報告書（2018年版）』、『EEF 年次報告書（2019年版）』に盛り込まれた内容を手がかりに、同基金の理念や目的、事業指針、EEF の舵取りを行う運営委員会の構成員について紹介する。第3節では、『EEF 年次報告書（2018年版）』、『EEF 年次報告書（2019年版）』に記載されている事業の対象、内容、予算を整理して示す。そして最後に、先述した福祉としての教育の観点から、EEF の取り組み、とくに、第2、3節で論じた内容について考察する。稿末には、EEF 設置法の日本語訳を付けた。紙幅が限られているため抄訳としたが、全訳は、研究資料としての活用を期して、筆者らの Researchmap にて公開予定である。なお、小論は、タイの教育を研究対象とする研究者（比較教育学）とアメリカの児童保護を研究対象とする研究者（教育社会史）による相補的な共同研究である。

## 1. EEF の設置経緯

### (1) 1997年憲法の関連規定

EEF が設置されたのは、2018年であるが、そのルーツは、1970年代の学生運動に端を発する民主化の帰結として1997年に制定された「タイ王国憲法（以下、1997年憲法と略記）」<sup>(1)</sup>に遡ることができる。1997年憲法は、タイ史上初めて大規模な国民の意見聴取が行われ、総計84万3,556名の国民が関わり、起草されたものである（外山 2020:65）。また、憲法草案作成委員会には、NGO などの市民代表76名が参加していたとされる（野津 2014:47）。その結果、1997年憲法には、これまでになく広範な全39条からなる「国民の権利と自由（第3章）」が盛り込まれている。

小論と関連する規定としては、12年間の無償の基礎教育を受ける権利（第43条）、児童福祉（第53条）がある。また「国の基本政策方針（第5章）」には「児童保護

法(2003年)」の根拠となる第80条、「国家教育法(1999年)」の根拠となる第81条がある。さらに、第88条は、国はこれらの基本政策について施政方針演説を行うとともに、国会に報告する義務があることを規定している。これら1997年憲法に盛り込まれた教育や福祉に関する規定は、現行の「仏暦2560(西暦2017)年タイ王国憲法(以下、2017年憲法と略記)」<sup>(2)</sup>に引き継がれている。

## (2) 2017年憲法の関連規定

1997年憲法の下で、タイの民主化は一気に加速した。2001年1月の第21回総選挙におけるタクシン・チナワット(Thaksin Shinawatra)率いるタイ愛国党(Thai Rak Thai)の圧勝は、その象徴である。タクシン政権は2006年10月に政権を追われるまでの約4年10か月の間、「タクシノクラシー(Thaksinocracy)」と呼ばれるNPM(New Public Management)的な国家運営や「票田」に対する手厚いポピュリズム的な種々の事業を展開した(牧2009)。その結果、タイは「タクシン(原文ママ)を支持するものと支持しないもの」(外山2018:96)に分裂し、政治的混乱が続いている。2014年5月のクーデターにより、プラユット・チャーオーチャー(Prayuth Chan-ocha)陸軍司令官を議長とする国家平和秩序維持評議会による統治が始まり(牧2018)、2019年3月に総選挙が行われたが、今日まで、プラユット政権が継続している。

現行の2017年憲法は「国家改革(第16章)」が設けられていることから「改革憲法(reform constitution)」とも言われている(加藤2017:iv)。その分野は、政治、国家行政、法律、司法手続き、教育、経済、その他の7分野に分かれている(2017年憲法第258条)。さらに、第261条には、第258条に定める教育分野の改革にあたって、内閣が任命する独立委員会を設置し、同委員会が目標達成のための提言、関係法案を起草することが定められている。

教育分野に関する目標とは、2017年憲法第54条に定められる内容、すなわち①就学前教育段階から義務教育修了までの12年間の無償義務教育(第54条第1段)、②地方自治体と民間部門の教育分野への参画(同条第2段)、③生涯学習の促進、教育の質保証、国家教育計画の策定・実施・モニタリング・評価に関する規定を含む国家教育に関する法律の制定(同条第3段)、そして、小論の対象である④経済的に恵まれない者に対する援助、教育格差の縮減、教員の質の向上にかかる基金の設置(同条第6段)である。

## (3) 教育改革独立委員会によるEEF設置法の起草

上述の諸規定を受けて、2017年5月30日、第54条に掲げる教育分野の諸目標達成に向けて、教育改革

独立委員会(Independent Committee for Education Reform: ICER)の設置が閣議決定された。同委員会の委員は25名、11の小委員会から構成されている。小委員会の内訳は、①幼児教育、②基金、③教員・大学教員、④教授学習、⑤行政機構、⑥意見聴取、⑦広報、⑧国家教育法、⑨公私協働、⑩高等教育関係法規、⑪職業教育、である(ICERウェブサイト)。

これらの小委員会のうち、②基金に関する小委員会により、EEF設置法が起草された。『EEF年次報告書(2018年版)』によれば、起草のための国内外を対象とした調査研究ならびに2017年憲法第77条の規定に従い、国民(約2,000人)の意見聴取が行われた。その後、2017年11月21日に内閣に法案を提出、2018年4月4日に国家立法議会(National Legislative Assembly)の承認を得ている。EEF設置法は、同年5月13日に官報に告示され、同年7月10日にEEF運営委員会の構成員について内閣の承認を得ている。

## (4) 基礎教育改革と「児童保護法」の制定

以上、1997年憲法の制定からEEF設置法の制定に至るまでを2017年憲法の諸規定に基づき概括してきた。EEFの詳細について論じる前に、1997年憲法以降のタクシン政権期の基礎教育改革と児童福祉について若干、整理しておくことにしよう。

タクシン政権期の教育改革は、前政権が中心となって起草を進めてきた「国家教育法(1999年)」の縛りを受けながらも、教育省に新設された「教育イノベーション開発課」を中心として、学校の法人化、一郡(行政区画)の中の一校に重点的な資源配分を行う「一郡一夢」学校、仏教原理に基づく学校、英語を教授言語とする特別教育課程(イングリッシュ・プログラム)の開設、ICTを活用した学校といった独自の改革施策を打ち出した(森下・村田2004)。小論の冒頭で論じたように、これらの基礎教育改革の主たるターゲットは、経済的なゆとりがある子どもたちであり、困難な状況にある子どもを対象とした目立った改革施策は打ち出されなかったと見てよいであろう。

翻って、タクシン政権期には、児童福祉を含む社会福祉全般において大きな変化が見られた(牧2009)。たとえば、2002年に社会福祉行政の新たな実施主体として社会開発・人間安全保障省(Ministry of Social Development and Human Security)が設置されたことや、2003年に「社会福祉法」「高齢者法」「児童保護法」などが相次いで制定されたことに端的に示されている(牧2009)。小論との関連では「児童保護法」により、孤児、棄児、保護者が問題を抱えており養育を受けることのできない子ども、虐待、搾取されている子ども、障害を抱える子どもなど困難な状況にある子

どもの保護の制度化が図られるとともに「子ども保護基金」の設置がなされている（野津 2014：49～50）。

タクシン政権期の経済政策は、都市部の企業等の発展と農村部の草の根経済の発展による貧困解消を合わせた「デュアル・トラック」という特徴を有している（牧 2009）。この「デュアル・トラック」の特徴は、基礎教育改革によるタイ社会の中・上層を対象とした教育のあり方と「児童保護法」による子どもの保護といった教育と福祉の有り様にも反映されているように見える。

## 2. EEF の理念・目的と運営体制

### (1) EEF の理念と展開戦略

本節では EEF 設置法ならびに『EEF 年次報告書（2018年版）』『EEF 年次報告書（2019年版）』に盛り込まれた理念や目的、運営体制について整理する。

まず『EEF 年次報告書（2019年版）』に記載されている

(i) 理念、(ii) 使命、(iii) ねらい、(iv) 重点事項、(v) 戦略について示すと、次の通りである。

(i) 理念：経済的に恵まれず、また、機会が限られているすべての子ども、青少年、ひろく国民が潜在能力に応じた発達の機会を享受し、また、質の高い教育へアクセスする。

(ii) 使命：公正な教育の実現に向けた体系的な支援として、次の3つに取り組む。①ターゲットグループの援助、価値創造に資する知識基盤への投資、②全セクターの創造的参画による資源の集約、③政策の改善のための提案である。

(iii) ねらい：①機会が限られている人が援助を受け、また、潜在能力に応じた発達・成長に資する教育機会を得ること。②教員ならびに子どもの学習に携わるすべての組織が質を向上させること。③政府ならびに社会全体が公正な教育の恩恵を受けること。

(iv) 重点事項：①ターゲットグループへの援助、②パートナーと EEF の協働、③政府の資源配分を確実に行うこと。

(v) 戦略：①援助の潜在能力・効率性を高めること、②国家の目標とする奨学金の奨励、③グッド・ガバナンスの体系化、④公正な教育の実現に向けた県自治体とのネットワークの強化、⑤制度内外における教員の職能成長の改善、⑥効率のよい公正な教育のための制度設計に資する知見集約、⑦公正な教育や機会に開かれた社会をつくるために全セクターの参加を促すこと。

以上の内容を整理すると、EEF は、教育分野に限定しない政府、民間部門の参画、協働を通して、経済

的あるいはその他の理由で、機会が限られている子ども、青少年、ひろく国民を対象として、教育や発達、職能成長の機会提供を目指していると言えよう。

### (2) EEF 設置法にみる目的

上述の EEF の理念や展開戦略を念頭において、具体的な事業と直結する EEF の目的について、設置法に盛り込まれた内容を示す。なお、EEF 設置法は、基金の創設（第1章）基金の運営（第2章）、会計と監査（第3章）、事業評価（第4章）、管理・監督（第5章）、移行規定の全5章55条から構成される。

EEF の目的は、同法第5条に次の7つが定められている。すなわち (1) 子ども、とりわけ幼児の年齢相応の身体的、精神的、規律的、感情的、社会的、知的発達のため、政府、民間あるいは市民社会セクターを問わず関係機関による援助を支援・促進すること。(2) 経済的に恵まれなかったり、機会が限られていたりする子ども、青少年ならびに困難な状況にある人が基礎教育を修了するまで、生活費等の財政的支援を行うこと。(3) 子ども、青少年の基礎的な発達や個々の異なる潜在能力に応じた発達を促す学習指導ができるように教員の質と効率性を向上・改善すること。(4) 経済的に恵まれず、機会が限られた人々が個性を生かして就業したり、生活に必要な力を身につけたりするための知識や能力を獲得する教育や職能成長の機会の援助を支援・促進すること。(5) 個々の学習者が個性や潜在能力に応じて知識を獲得したり、成長したりするための学習指導を行うことのできるよう教育機関の援助を支援・促進すること。(6) 教員の職能成長に関する研究、方策の検討、教員養成、教員研修のモデル校の設置の支援・促進を通して、教育格差の是正に取り組む志を持ち、教員としての心構え、道徳・倫理、知識や、学習指導や学習者開発を行う能力を備えた教員を育てること。(7) 教育格差を是正し、労働力需要に応え、タイ国民の能力向上をめざした人的資源開発にかかる研究、知識体系の開発に取り組むことである。

以上の目的から、EEF の支援は、就学前教育、基礎教育、教員養成、職業教育といった分野に広がっていることがわかる。

### (3) EEF の支援対象

EEF は、「経済的に恵まれていない、機会が限られている子ども、青少年、ひろく国民」をターゲットとしている。「経済的に恵まれていない、機会が限られている」ことのそれぞれの定義については、EEF 設置法第5条ならびに第23条第6項に基づき定められた「仏暦2561（西暦2018）年 経済的に恵まれないまたは機会が限られている幼児、子ども、青少年ならびに経済的に恵まれない人、機会が限られている人、経済的

に恵まれない家族ならびに教員に関する審査の原則についての公正な教育のための基金規則」に規定されている。同規則第4条第1項には、「経済的に恵まれない」状況については、家計や世帯の状況について、居住地の生活費等を考慮して判断するとある。より具体的な指標として、EEFのウェブサイトには「資力調査 (Proxy Mean Test : PMT)」が用いられること、また、その値が0.91～1の極度の貧困 (extremely poor) を援助の対象としていることが明示されている。

「機会が限られている」状況については、同規則第4条第2項によれば、抱えている問題状況や、経済、社会、教育、公衆衛生、政治、法律、文化、自然災害、社会情勢が不安定な地域に居住していることなど様々な要因の影響を考慮して審査される。加えて、公共サービスを受ける機会が限られていたり、人間として生きるための援助が必要であったり、援助する団体がいない問題などにより、「公正な教育」を受ける機会が限られている状況と規定している。

2019年度の『EEF年次報告書』によれば、約436万人が支援対象である。内訳は、経済的に恵まれない児童、生徒 (180万人)、0～2歳児 (77万人)、3～5歳の就学前教育段階の子ども (61万人)、3～5歳の不就学の子ども (23万人)、6～14歳の不就学の子ども (20万人)、経済的に恵まれない後期中等教育段階の子ども (36万人)、前期中等教育段階を修了後、進学していない子ども (24万人)、18～25歳の職能成長を望む若年労働者 (15万人) である。予算規模は25億3,736万5,000円 (日本円で約85億円) である。

#### (4) EEF 運営委員会の構成員

EEF 設置法第18条によれば、EEFの運営委員会は、次の者によって構成される。すなわち (1) 内閣によって、委員長として任命される有識者。(2) タイ商工会議所、タイ工業連盟、タイ銀行協会からの代表者によって構成される委員会の推薦によって、内閣によって任命される有識者1名。(3) 内閣によって委員会構成員として任命される、学術界、民間部門、市民社会セクターの代表者各2名からなる、有識者6名。なお、うち1名は、法律の専門家であること。(4) 職位に基づく委員8名、すなわち教育省の代表者2名、公衆衛生省の代表者1名、主計局の代表者1名、子ども青少年局の代表者1名、会計検査院の代表者1名、地方行政局の代表者1名、障害者の生活の質向上・促進局の代表者1名。なお、EEF事務局長は、委員会の構成員兼書記官として加わり、書記官補佐として2名を越えない職員を任命することができる。

子ども青少年局、障害者の生活の質向上・促進局は、

社会福祉全般を所掌する社会開発・人間安全保障省の内局であり、教育と福祉の連携・協力体制の可能性が開かれた委員会の構成になっている。

ちなみに、運営委員会の顔ぶれを見ると、従来からある健康促進財団 (Thai Health Promotion Foundation) の下部組織であった質の高い学習財団 (Quality Learning Foundation) の運営委員が横滑りするかたちで、EEFの運営委員会が構成されている。これは、EEF設置法の移行規定 (稿末資料参照) に明示されているように、従来からあった健康促進財団の一部である質の高い学習財団がEEFへと改編されたことによる。

### 3. EEFの事業内容

『EEF年次報告書 (2018年度版)』、『EEF年次報告書 (2019年度版)』に記載されているEEFの事業内容について整理したものが、次の表1である。

#### (1) EEF 事業の特徴

表1から次の5つの特徴を指摘しうる。

第一に、基礎教育 (タイの場合、後期中等教育段階まで含む) の就学を目的とする財政的支援の他に、就学前教育、職業教育、教員養成、教育経営といった様々な分野にわたって事業が展開されていることである。

第二に、小論の冒頭で紹介したラッタピパットの指摘に呼応して就学前教育への注力が見られることである。このことは、2000年代以降、経済成長戦略としての乳幼児期の教育への国際的な関心の高まりと軌を一にしている (池本 2011)。事業では、子どものデータベースを構築するところから始まり、国内外のネットワークを構築しながら調査研究を進め、モデル校開発をねらっている。子どものデータベースの構築や調査研究と並行して、オンサイト訓練センターが設置されており、短・長期のスパンで支援する事業となっている。

第三に、様々なタイプの職業教育の就学支援が行われていることである。巨視的に見れば、以前から課題として指摘されているタイにおける産業人材の量 (人材不足) と質 (技能不足) を補完するねらいがあると見てよいであろう (下田 2020)。微視的に見るとコミュニティの産業等との連携が重視されていることから、タクシン政権期の「デュアル・トラック」政策が継承されているようにも見える。

他方で、中等学校の生徒、職業教育機関に学ぶ学生を対象とした職業系の上級学校への進学を支援する事業や、年間40名と枠は限られているものの大学、大学院への進学を支援するものも整えられている。ちなみに

表1 EEF事業一覧(2018, 2019年度)

支援分野	事業	対象	予算(年度)
基礎教育 (義務教育を含む)	経済的に恵まれない児童・生徒に対する条件付現金給付	約51万人。 1人あたり年間1,600THB	9億5350万 THB (2018)
		約71万人。 1人あたり年間3,000THB	9億1410万2千 THB (2019)
	持続的な教員と学校の質改善(学校経営の改善, 教員の職能成長の促進)	280校, 5,600名の教員(経済的に恵まれない子どもを受け入れている義務教育段階の学校)	1億1100万 THB (2018)
		291校, 5,800名の教員(経済的に恵まれない子どもを受け入れている義務教育段階の学校)	1億1100万 THB (2019)
タイランド4.0を支える思考・分析・創造力開発(PISA2021に向けて模範的教員を育てる OECD との連携事業)	84校から294名の模範教員の輩出(経済的に恵まれない子どもを受け入れている僻地の義務教育段階の学校)	983万9550THB (2019)	
就学前教育	子ども発達支援センターモデル校開発(子どもデータベース構築, 学術研究・開発, オンサイト訓練)	6県, 300施設, 6万人の子ども	1億1525万 THB (2018)
		20県, 300施設, 3万人の子ども	3千万 THB (2019)
教員養成	僻地校の生徒を対象とした教員養成奨学金(地元を愛し, 地元を守る教員)	僻地校に学ぶ後期中等学校の生徒300名(5期, 1500名)	7379万5千 THB (2018)
			4220万 THB (2019)
職業教育	高度職業人育成奨学金(2~5年間の上級学校進学のための奨学金)	前期・後期中等教育段階, 下級職業教育課程の生徒2,500名(26県内)	3億8979万 THB (2018)
	労働力需要に応じた職業訓練機会の提供(71の教育機関, NGO等でのスキルアップの機会提供)	15歳以上の労働者, 6,055名(経済的に恵まれない子どもを受け入れている3,871名, インフォーマルセクターに就業する2,184名)	3億8979万 THB (2019)
			1億1100万 THB (2018)
潜在能力を最大限に引き出す職業教育奨学金(学士課程から修士課程, 博士課程までをサポート)	後期中等学校に学ぶ3年生または下級職業教育課程に学ぶ学生40名	1億2千万 THB (2019)	
教育経営	地域単位の教育経営(県単位での教育改善の取り組み)	①子ども発達支援センターの質改善(30施設, 6万人の子ども) ②教育制度外におかれている子ども, 青少年5,000人	1億1100万 THB (2018)
	地域単位の教育経営(自立のための基礎教育, 職業教育機会の提供)	20県115郡のノンフォーマル教育に学ぶ子ども・青少年(2~21歳)	1億1100万 THB (2019)

出典:『EEF年次報告書(2018年度版)』,『EEF年次報告書(2019年度版)』を参照して筆者作成。

注:予算の単位 THB はタイの通貨単位(タイ・バツ)のこと。

に、タイでは、職業教育の社会的イメージは、いわゆる3Kであり概してよくない(下田 2020)。最近、日本型教育の海外展開事業の一環として、国立高等専門学校(高専)の移植が進められている。これにより、職業教育の社会的イメージが改善されるかは未知である。

第四に、21世紀スキルの育成や、流行の専門家共同体(Professional Learning Community: PLC)、アクティブ・ラーニングなどを目標や取り組みに掲げる事業、OECDと連携してPISA2021をターゲットに据える事業もあることである。

第五に、教員養成に関する事業があることである。

一般に、経済的に恵まれない子ども、機会が限られている子どもの支援としては、より直接的な支援を想定しがちであるが、EEFの事業には教員養成というある種、間接的な事業が盛り込まれている。

## (2)「地元を愛し、地元を守る教員」事業

上述した各種事業の中でも、先述のラッタピバット(2018)が指摘した基礎教育の底上げの観点から、農村部、僻地の小規模校に勤務する教員を育てる「地元を愛し、地元を守る教員」事業は重要である。

2019年度から同事業のタイ語名称には、洒落た掛詞の愛称が付けられた。同事業の愛称のタイ語を見ると「教員」を意味する「クルー(khru)」,「愛する(rak)」

を意味する「ラック」, 「地元」を意味する「ティン(thin)」からなり「地元を愛する教員」を育てる事業という意味になる。と同時に, タイ語表記の「ラック」の後に丸括弧囲みで「s」が一文字書かれており「愛する」を意味する「ラック」に, この「s」を加えて読むと「守る, 防御する」という意味の「ラ(ッ)クサー」と読める。この場合「地元を守る教員」事業という意味になる。つまり, 同事業は, この二つの意味を兼ねた「地元を愛し, 地元を守る教員」を育てることを目指すものである。ちなみに, 同事業の対象地域である農村部, 僻地である「地元」は「地理的身体(Geo-body)」(ウニニチャクン2003)の輪郭にあたり, タイという国の維持にとって極めて重要な意味を持っている(牧2017)。

同事業は, 年間300名の後期中等3年次生を選考し, 5年間かけて計1,500名の農村部, 僻地の小規模校(世界銀行は, protected school/standalone と呼ぶ)で勤務する教員(初等教員, 就学前教育を担当する教員)を育てることを通して, 就学前教育と初等教育の質の向上ならびにコミュニティの開発を促進することを目的とするものである。2018年度は国内の11大学, 2019年度は国内の10大学(2019年度の応募総数は34大学, 24プログラム)を実施主体として進められる<sup>(3)</sup>。

## おわりに

最後に, EEFの事業について「福祉としての教育」の観点から若干の考察を述べてまとめとする。

まず, EEFによる「経済的に恵まれていなかったり, 機会が限られていたりする子ども, 青少年ならびに困難な状況にある人」を対象として, 基礎教育を保障しようという試みは, 教育福祉論に立てば, 経済的に恵まれない者への学習権の保障を拡大するという意味を有している。その一方で「経済的に恵まれていなかったり, 機会が限られていたりする子ども, 青少年ならびに困難な状況にある人」という支援対象は, 極めて限定的である。「児童保護法」において, 孤児, 棄児, 保護者が問題を抱えており養育を受けることのできない子ども, 虐待, 搾取されている子ども, 障害を抱える子どもなど困難な状況にある子どもが児童福祉の対象とされる一方で, EEFの対象は, 原則的に経済的な要因によって選定されているからである。「機会が限られている子ども」に, 上記のような子どもたちが, どの程度, 想定されているかは明示されていない。EEFによる支援は, 基礎教育にとどまらず, 就学前教育, 職業教育, 教員養成など幅が広いようにも見えるが, 資力以外の要因で「機会が限られている子ども」

を十分に包摂し, 「公正な教育」を提供するものではない。

次に, 日本などにおいては, スクールソーシャルワーカーの役割など, 教育における福祉的機能が注目されている(高石2017)。EEFにおいては, 学校教育そのものの質の向上(教員の質や効率性)について重点が置かれているものの, 教育の福祉的機能については, 触れられていない。今後, 経済的に恵まれない子どもたちを学校教育に包摂する過程において, 教育の福祉的機能の拡張が求められるであろう。

日本では「教育基本法」と「児童福祉法」が, 子どもの権利の基本法とされてきた。タイにおいても「国家教育法」と「児童保護法」は, 二つの省に管轄が分かれており, 類似した構図となっている。タイもまた, 教育と福祉の領域が接近, 連携し, 「経済的に恵まれていない, 機会が限られている子ども」に対しての「公正な教育」を受ける権利の保障が掲げられるようになるならば, 子どもたちの学校教育への困り込みは抗えない現象として生じてくるだろう。

EEFは, 2018年度に設置され, 小論で紹介した各種事業も始まったばかりである。今後, 関係者等への聞き取り調査を行うなど, 各事業の展開について継続的に調査研究を進めたい。

## 【註】

- (1) 日本語訳については, 東條(2007)を参照。
- (2) 日本語訳については, 加藤(2017)を参照。
- (3) 第一期(2020年度)の実施主体となった大学(専攻)を列挙すれば次の通り。RUはラチャバット大学を指す。①チェンラーイRU(就学前教育), ②チェンマイ大学(初等教育), ③チェンマイRU(就学前教育), ④ガムペーンベットRU(初等教育), ⑤ピブーン・ソククラムRU(就学前教育), ⑥ルーイRU(初等教育), ⑦ガーラシン大学(就学前教育), ⑧カーンチャナブリRU(就学前教育), ⑨ムーバーンジョンブンRU(就学前教育), ⑩ヤラーRU(就学前教育), ⑪スラートタニーRU(就学前教育)。

第二期(2021年度)は, 第一期から引き続き実施主体となった大学, 新規に参画した大学に分けて記載する。引き続き実施主体となった大学は, ①ガーラシン大学(就学前教育), ②チェンマイ大学(初等教育), ③ピブーン・ソククラムRU(初等教育と就学前教育), ④スラートタニーRU(就学前教育), ⑤ムーバーンジョンブンRU(就学前教育), ⑥ヤラーRU(就学前教育と初等教育)の6大学。新規参画の大学は, ①ウドンターニーRU(就学

前教育), ②ウトラディット RU (就学前教育), ③ウボンラーチャターニー RU (初等教育), ④ソンクラナカリン大学パッタニー・キャンパス (初等教育) の4大学である。

## 【引用・参考文献】

### (タイ語)

EEF ウェブサイト <https://www.eef.or.th/> (2020年9月11日最終閲覧)

ICER ウェブサイト

<https://www.thaiedreform.org/> (2020年9月11日最終閲覧)

Konthun phuea khwamsamoepthak thang kansueksa. Raingan Prachampi 2561. 『EEF 年次報告書 (2018年版)』

Konthun phuea khwamsamoepthak thang kansueksa. Raingan Prachampi 2562. 『EEF 年次報告書 (2019年版)』

Phrarachabanyat Khumkhong dek Pho. So. 2546. 「仏暦2546 (西暦2003) 年 児童保護法」

Phrarachabanyat Konthun phuea khwamsamoepthak thang kansueksa Pho. So. 2561. 「仏暦2561 (西暦2018) 年 公正な教育のための基金法」

Rabiat Konthun phuea khwamsamoepthak thang kansueksa waduai laken kantruwatsop khomun lae kanchuailuea dekpathomwai dek lae yaophon sung khatkhlen thunsap rue doikat phu khatlenthunsap phu doikat khlopkhrua thi khatlenthunsap lae khru Pho. So. 2561. 「仏暦2561 (西暦2018) 年 経済的に恵まれないまたは機会が限られている幼児, 子ども, 青少年ならびに経済的に恵まれない人, 機会が限られている人, 経済的に恵まれない家族ならびに教員に関する審査の原則についての公正な教育のための基金規則」

### (英語)

EEF ウェブサイト

<https://www.eef.or.th/en/eef/> (2020年9月11日最終閲覧)

Equitable Education Fund Act B.E.2561 (2018) [https://www.eef.or.th/wp-content/uploads/2019/07/EEF\\_Act.pdf](https://www.eef.or.th/wp-content/uploads/2019/07/EEF_Act.pdf)

Lathapipat, Dilaka. 2018. "Inequalities in Educational Attainment." Fry, Gerald W. (eds.), *Education in Thailand: An Old Elephant in Search of a New Mahout*. Education in the Asia-Pacific Region: Issues, Concerns and Prospects, vol 42. Singapore:

Springer. pp. 345-372.

### (日本語)

池本美香「経済成長戦略として注目される幼児教育・保育政策—諸外国の動向を中心に—」『教育社会学研究』第88集, 2011年, 27~45頁。

ウィニチャクン, トンチャイ (石井米雄 訳) 『地図がつくったタイ—国民国家誕生の歴史—』明石書店, 2003年。

江川暁夫「タイの産業発展のための人的資本形成—現状と必要な対策—」『タイ国情報』第53巻第6号, 2019年11月, 15~26頁。

江川暁夫「人を中心とした開発—タイの現状—」『タイ国情報』第54巻第4号, 2020年7月, 16~27頁

江藤双恵「タイにおける『子育て支援』政策の現状と課題」『年報タイ研究』第9号, 2009年, 113~140頁。  
江藤双恵「第2章 タイの社会福祉」原島博編著『新世界の社会福祉 第8巻 東南アジア』旬報社, 2020年, 73~121頁。

大泉啓一郎「第8章 社会福祉制度改革—国家介入なき福祉戦略—」玉田芳史・船津鶴代編『タイ政治・行政の変革1991~2006年』アジア経済研究所, 2008年, 287~314頁。

小川利夫「第1章 1 教育福祉の意義と概説」小川利夫・高橋正教編著『教育福祉論入門』光生館, 2001年, 1~9頁。

加藤和英「仏暦2560年 (西暦2017年) タイ王国憲法解説・翻訳」『タイ国情報』第51巻別冊第1号, 2017年5月, 1~80頁。

下田旭美「タイにおける高専教育モデルの展開—パイロット校を訪問して—」『広島商船高等専門学校紀要』第42号, 2020年, 13~20頁。

高石啓人「教育における福祉機能論に関する研究—スクールソーシャルワークの役割に焦点をあてて—」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第62輯, 2017年, 852~838頁。

東條喜代子「26 タイ王国」萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集』明石書店, 2007年, 1001~1073頁。

外山文子「第2章 <タイ>タックシンはなぜ恐れられ続けるのか—減じないポピュリズムと政治対立構造の変化—」外山文子・日下渉・伊賀司・見市健編著『21世紀東南アジアの強権政治—「ストロングマン」時代の到来—』明石書店, 2018年, 37~99頁。

外山文子『タイ民主化と憲法改革—立憲主義は民主主義を救ったか—』京都大学学術出版会, 2020年。

野津隆志『タイにおける外国人児童の教育と人権—グローバル教育支援ネットワークの課題—』ブック



ウェイ, 2014年。

船津鶴代「第9章 タイの中等教育拡大—その「階層化」された普遍化—」米村明夫編著『世界の教育開発—教育発展の社会科学的研究—』明石書店, 2003年, 241~274頁。

牧貴愛「IVアジア タイ」萩原康生・松村祥子・宇佐見耕一・後藤玲子編集代表『世界の社会福祉年鑑2009』旬報社, 2009年, 299~316頁。

牧貴愛「第6章 タイの大学入試における格差是正措置」小川佳万編著『アジアの大学入試における格差是正措置(高等教育研究叢書135)』広島大学高等教育研究開発センター, 2017年, 69~82頁。

牧貴愛「第2章 タイの教師教育改革—混迷する政局下の革新的な取り組み—」興津妙子・川口純編著『教員政策と国際協力—未来を拓くすべての子どもに—』明石書店, 2018年, 69~87頁。

牧貴愛「タイにおける基礎教育改革と中等学校をめぐる格差—『分を知る』社会の二者間関係—(特集教育の普遍化と格差)』『国際開発研究』第29巻第2号, 2020年, 21~34頁。

箕浦康子・野津隆志「タイ東北部における中等教育普及過程と機会拡大中学校—中学進学率急上昇のメカニズムを中心に—」『東南アジア研究』36巻2号, 1998年, 131~148頁。

森下稔・村田翼夫「タイにおける中等学校の多様化・個性化」, 望田研吾(研究代表者)『平成13~15年度科学研究費補助金 基盤研究(A)(1) 中等学校の多様化・個性化政策に関する国際比較研究(研究成果報告書)』2004年, 237~265頁。

## 【謝辞】

本研究はJSPS 科研費 JP19H00620の助成を受けたものです。

## 【稿末資料】

仏暦2561(西暦2018)年

公正な教育のための基金法(抄訳)

マハー・ワチラロンコン・ボディントラテープバヤ  
ワラーンクーン国王陛下

現国王の治世3年目にあたる仏暦2561(西暦2018)年5月10日に制定

マハー・ワチラロンコン・ボディントラテープバヤ  
ワラーンクーン国王陛下は、恐れ多くも、次のように

布告するよう勅命を下された。

公正な教育のための基金に関する法律を制定すべきである。

本法は「タイ王国憲法」の第26条ならびに第32条が定める人々の権利や自由に課される制限に関する規定に反さない限り認められる。

本法の下で、人々の権利と自由を制限することの理由と必要性は、公正な教育のための基金の運用を通して、経済的に恵まれない人を援助し、教育格差を是正し、教員の質と効率性を高めるという目的達成のために、一定の個人情報を用いることが必要不可欠だからである。それゆえ、本法の制定は、タイ王国憲法の第26条の下の規定に沿ったものである。

したがって、国会として機能する国家立法議会の助言と承認とともに、国王陛下は、恐れ多くも、以下の通り制定したまう。

第1条 本法は、「仏暦2561(西暦2018)年 公正な教育のための基金法」と称する。

第2条 本法は、官報に告示された翌日から効力を発する。

第3条 本法では、

「公正な教育」とは、経済的に恵まれない人を援助し、教育格差の是正、教員の質や効率性を高めることを通じて、すべての人々が平等に教育を受けたり発達・成長したりする権利を有していることをいう。

「教育格差」とは、教育機関の質や水準、教員の質または効率性、あるいは経済・社会的背景に起因する教育的不平等のことをいう。

「教員」とは、全ての教育段階で、教育に携わる人をいう。

「教育職員」とは「国家教育法」が定める教育職員を指す。

「授業料」とは、あらゆる段階の教育機関において、学習者から徴収する授業料、維持費、その他の諸手数料をいう。

「教育機関」とは「国家教育法」が定める教育機関のことであり、幼児発達支援センターも含むものをいう。

「研修」は、あらゆる教育段階の教員、教育職員の職能成長や学習者開発を目的とする研修をいう。

「教育関連費用」とは、教育に関わる目的で、すべての教育機関の規則、告示、命令により、学習者から徴収される授業料以外の費用をいう。

「生活費」とは、就学期間中の生活のための費用をいう。

「幼児期の子ども」とは、幼児を含む6歳未満の人をいう。

「基金」とは、公正な教育のための基金をいう。

「事務局」とは、基金事務局をいう。

「委員会」とは、基金運営委員会をいう。

「評価委員会」とは、基金の事業評価委員会をいう。

「基金事務局長」とは、基金事務局の長をいう。

「職員」とは、基金事務局の職員をいう。

「従業員」とは、基金事務局の従業員をいう。

第4条 首相は、本法の定めるところにより管理・監督にあたる。

## 第1章 基金の創設

第5条 公正な教育を促進するため「公正な教育のための基金」と呼ばれる一つの基金を創設し、目標を次の通り定める。

＜第1項から第7項（第1段）に定める目的は、小論の本文を参照＞

第7項（第2段）(2) や (4) に定める経済的に恵まれない状態あるいは機会が限られている状態については、委員会が定める規則による。また、委員会は、関係者の意見を聴取する。

第一段に定める目標を達成するための様々な取り組みについては、基金が独自に、あるいはその他の政府機関または民間部門と協働で運営することができる。

第6条 基金は、次の資金と資産で構成される。

- (1) 第47条と第48条の規定に基づき譲渡され、受領される資金と資産
  - (2) 政府によって初期資金として付与された10億バーツ
  - (3) 委員会と内閣によって承認された支出計画に基づく経常費補助金
  - (4) 内閣が定める政府宝くじ局から受領される収入
  - (5) 基金の運営と出資による収益
  - (6) 寄付された資金と資産
  - (7) あらゆる収入あるいは収益
  - (8) 基金の資金と資産から生じる収益
- (3) の経常費補助金は支出計画に沿った十分なものでなければならない。また、国家戦略と国家改革計画・手続きに沿ったものでなければならない。

## 第2章 基金の運営

第18条 公正な教育のための基金の運営委員会は、次の者によって構成される。

＜第1項から第4項に定める運営委員会の構成員は、小論の本文を参照＞

第19条～第37条 省略

## 第3章 会計と監査（第38条～第43条） 省略

## 第4章 事業評価（第44条～第45条） 省略

## 第5章 管理・監督

第46条 本法に沿った運営のため、首相は基金に説明、意見、報告書の作成を求めたり、本法第5条に定める目的や憲法、国家戦略、国家改革計画・手続き、政府の政策、基金に関する内閣の閣議決定事項に沿わない活動等を調査した上で、制限したりすることができる。基金が内閣に提案する必要がある場合は、首相を通して行う。

## 移行規定

第47条（第1段） 本法が制定される以前に「仏暦2553（西暦2010）年 質の高い学習財団の設置にかかる健康促進財団規則」により設置されている質の高い学習財団事務局に関わる健康促進財団の業務、資産、権利、義務、負債、債務、職員、従業員ならびに予算は、公正な教育のための基金に譲渡する。

第47条（第2段）省略

第48条～第50条 省略

第51条 本基金創設時には、公正な教育のための基金の運営委員会は、本法制定から60日以内に任命される。本法第18条第2項、第3項が定める有識者について内閣は、2017年6月2日付け首相府告示「教育改革独立委員会の設置」に従い、同独立委員会の意見を聴取する。公正な教育のための基金の運営委員会が任命されるまでの間、「仏暦2553（西暦2010）年 質の高い学習財団に関する首相府規則」に基づく質の高い学習財団の委員会が公正な教育のための基金の運営委員会を務める。本法の定める公正な教育のための基金運営委員会が任命された時点で「仏暦2553（西暦2010）年 質の高い学習財団に関する首相府規則」は失効する。

第52条 本基金創設時には、本法が制定される以前に「仏暦2553（西暦2010）年 質の高い学習財団の設置にかかる健康促進財団規則」の定めに基づき事務局長となっている者は、本法が定める公正な教育のための基金の事務局長が任命されるまでの間、事務局長を務める。

第53条～第55条 省略

副署

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

首相